

生活保護・生活支援の相談窓口の 分散・拡充について

4月16日記者発表のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、4月17日から、市職員の勤務体制を原則2交代制とし、土・日・祝日を含め隔日勤務となっております。

しかし、福祉課の生活保護係・生活支援係については、生活保護及び生活支援にかかる相談窓口であり、相談件数も増加傾向にあるため、2交代制の隔日勤務ではなく、市役所本庁舎と教育センターの2か所に分かれて勤務し、相談窓口を分散・拡充することとします。

1 期 間

令和2年4月22日（水）から5月6日（水）まで
○今後の発生状況により変更する場合があります。

2 場 所

市役所本庁舎3階福祉課、教育センター3階セミナー室2

3 勤務体制

職員の感染防止及び増加する相談に対応できる職員数の確保のため、上記2の2か所に分かれて、従来どおり平日に勤務します。

4 相談窓口

相談者の密集の防止及び相談者同士の十分な距離の確保により相談者を感染から守るため、また、増加する相談に対応するため、上記2の2か所に相談窓口を分散及び拡充します。

相談者は、どちらの相談窓口にお越しいただいてもかまいません。

※一方の窓口相談者が偏る場合は、他方の窓口への移動をお願いすることがございます。その際はなにとぞご理解ご容赦の程お願い申し

上げます。

なお、窓口業務は従来どおり、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時です。

問い合わせ先 三木市健康福祉部福祉課
電話 0794-82-2000（内線 2361）